

**熊本県公告第254号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宇土市浦田町51
- 2 築造者の氏名 宇土市
- 3 道路の位置 宇土市北段原町字島ノ内16番7
- 4 道路の幅員 9.09メートル
- 5 道路の延長 46.54メートル
- 6 指定年月日 平成16年2月2日
- 7 指定番号 宇城景建第39号

**熊本県公告第255号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市帯山八丁目6番38号
- 2 築造者の氏名 有限会社タツヤ
- 3 道路の位置 菊池郡西合志町大字須屋字中ノ平1435番5、同字荒仕子道1567番9及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 31.35メートル
- 6 指定年月日 平成16年1月30日
- 7 指定番号 菊池景建第77号

**熊本県公告第256号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 下益城郡富合町大字新138番地1
- 2 築造者の氏名 櫛山弘
- 3 道路の位置 下益城郡富合町大字新字桶底138番7
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 41.03メートル
- 6 指定年月日 平成16年2月2日
- 7 指定番号 宇城景建第40号

**熊本県公告第257号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 宮崎市村角町灰作1436番地2JT村角アパート1号
- 2 築造者の氏名 岡部徳隆
- 3 道路の位置 本渡市亀場町大字亀川字垣内375番4、同392番4及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.11メートルから4.30メートルまで
- 5 道路の延長 10.50メートル
- 6 指定年月日 平成16年2月10日
- 7 指定番号 天草企調第8号

**熊本県公告第258号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市健軍四丁目8番70号
- 2 築造者の氏名 有限会社サンシティーハウス
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字小坂字中原2069番9
- 4 道路の幅員 4.70メートル
- 5 道路の延長 81.21メートル

- 6 指定年月日 平成16年2月9日  
7 指定番号 上益城景建第21号

**熊本県公告第259号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 鹿本郡植木町木留115番3  
2 築造者の氏名 中川正志  
3 道路の位置 鹿本郡植木町大字木留字三角202番2の一部、同202番3、同字狐塚203番5の一部、同203番6、同209番3、同209番4及び里道の一部  
4 道路の幅員 4.15メートルから6.67メートルまで  
5 道路の延長 26.64メートル  
6 指定年月日 平成16年2月19日  
7 指定番号 鹿本企調第36号

**熊本県公告第260号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市岩崎882番地  
2 築造者の氏名 平田恵一  
3 道路の位置 玉名市立願寺字前畑1番4、同岩崎字北岩原1322番4及び里道の一部  
4 道路の幅員 4.00メートル  
5 道路の延長 70.45メートル  
6 指定年月日 平成15年10月27日  
7 指定番号 玉名景建第21号

**熊本県公告第261号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 熊本市高平二丁目14番53号  
2 築造者の氏名 株式会社川崎ハウジング  
3 道路の位置 玉名市築地字前畑1177番4  
4 道路の幅員 4.00メートル  
5 道路の延長 31.79メートル  
6 指定年月日 平成15年12月26日  
7 指定番号 玉名景建第30号

**熊本県公告第262号**

熊本県卸売市場条例（昭和46年熊本県条例第67号）第20条第1項第1号の規定により、次のとおり地方卸売市場の休止及び卸売業務の休止の届出があったので、同条例第37条の規定により公告する。

平成16年3月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 地方卸売市場の休止  
(1) 地方卸売市場の名称及び所在地  
地方卸売市場株式会社荒尾魚市場  
荒尾市大島町三丁目3番9号  
(2) 休止期間  
平成16年2月23日から平成16年5月31日まで  
2 地方卸売市場における卸売業務の休止  
(1) 卸売業者の名称及び所在地  
株式会社荒尾魚市場  
荒尾市大島町三丁目3番9号  
(2) 卸売業務を行っていた地方卸売市場の名称及び所在地  
地方卸売市場株式会社荒尾魚市場  
荒尾市大島町三丁目3番9号  
(3) 休止期間  
平成16年2月23日から平成16年5月31日まで

**熊本県公告第 263 号**

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 56 条第 2 項及び第 3 項の規定により平成 16 年 1 月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成 16 年 3 月 19 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

製造事業場等の名称 及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年 月	試 験 結 果 の 概 要						違反 の内容
				粗たん 白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	りん	
西田精麦 株式会社  (熊本県八代市)	西田精麦 株式会社  (熊本県八代市)	和A後 カネキヨ印配合飼料	平成 H16.1	13.2	3.3	3.3	2.8	0.20	0.38	-
		BZ カネキヨ印配合飼料	H15.12	16.7	3.5	5.7	5.3	0.36	0.66	-
全国酪農業 協同組合連合会 (佐賀県鳥栖市)	熊本乳牛 農業協同組合  (熊本県嘉島町)	全酪育成前期	H15.10	19.2	3.5	5.7	6.7	1.29	0.68	-
		ニューメイクスター	H15.10	20.0	3.4	4.5	5.5	0.79	0.51	-
伊藤忠飼料 株式会社 (福岡県北九州市)		乳用牛配合飼料 エンゼルペレット	H16.1	15.6	3.6	4.5	6.5	1.53	0.72	-
日清丸紅飼料 株式会社 (鹿児島県鹿児島市)	上益城 農業協同組合 (熊本県甲佐町)	若令牛育成用 配合飼料	H16.1	15.8	2.6	5.2	5.7	0.69	0.48	-

注1 飼料の名称欄中の○規は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第三章第4条第1項による規格適合表示飼料である。

注2 試験結果の概要欄には、試験した検査項目毎にその分析結果を示す。

注3 違反の内容の欄には、表示成分量に対して過不足があった場合、その成分の過不足量（絶対量）を示すほか、特記すべき事項を示す。

**登載依頼**

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16 年 3 月 19 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

**熊本県教育委員会規則第 3 号**

熊本県立装飾古墳館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県立装飾古墳館条例施行規則（平成 3 年熊本県教育委員会規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（平成 3 年熊本県条例第 55 号）」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第 3 条文化財整備交流課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 条例第 5 条の規定による使用の許可に関すること。

第 4 条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 温故創生館を担当する副館長を、温故創生館長と呼称することができる。

第 6 条中第 11 号を第 12 号とし、第 6 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6） 施設の使用の許可に関すること。

第 17 条を第 20 条とし、第 14 条から第 16 条までを 3 条ずつ繰り下げ、第 13 条の次に次の 3 条を加える。

（使用許可の申請）

第 14 条 温故創生館の研修施設の使用許可を受けようとする者は、事前に温故創生館研修施設使用許可申請書（別記第 1 号様式）を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、前項の申請があったときは内容を審査し、申請者に、許可するものについては温故創生館研修施設使用許可書（別記第 2 号様式）を交付し、許可しないものについては、その旨通知する。

（使用の変更等）

第 15 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）で、都合により使用の中止又は内容変更をしようとする者は、速やかに温故創生館研修施設使用変更等許可申請書（別

記第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(利用の制限)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用を許可しないものとする。

(1) 特定の政党及びその他の政治的活動を支持し、若しくは反対するために利用しようとするとき。

(2) 特定の宗教及びその他の宗教的活動を支持し、若しくは反対するために利用しようとするとき。

(3) もっぱら営利を目的として利用しようとするとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が適当でないと認めたとき。

別記第1号様式を次のように設ける。

(別記第1号様式)

温故創生館研修施設使用許可申請書

平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者 住所  
氏名  
電話

下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用時間	平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分から 午前 時 分まで 時間 午後 時 分から 午後 時 分まで 時間 ※ 使用は1時間単位とします。
使用目的	
使用人数	
備考	

別記第2号様式を次のように設ける。

(別記第2号様式)

温故創生館研修施設使用許可書

平成 年 月 日

申請者 住所  
氏名  
電話

下記のとおり使用することを許可します。

熊本県教育委員会  
記

使用時間	平成 年 月 日 ( ) 午前 時 分から 午前 時 分まで 時間 午後 時 分から 午後 時 分まで 時間 ※ 使用は1時間単位とします。
使用目的	
使用人数	
使用料	時間 × 円 = 円
備考	